

奈良市文化振興補助金交付審査部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市文化振興計画推進委員会補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 審査部会の会議は、補助金交付審査の採点・評価に関わることから委員の公平な判断を確保する必要性から、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条第3号に基づき、一次審査・二次審査共に非公開とする。ただし、二次審査の補助金交付要望者のプレゼンテーションに係る部分については公開とする。

(その他)

第3条 その他の運営については、「奈良市文化振興計画推進委員会運営要領」の例によるものとする。この場合において、同運営要領中「奈良市文化振興計画推進委員会」とあるのは「奈良市文化振興計画推進委員会補助金交付審査部会」と、「委員会」とあるのは「審査部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和元年8月27日から施行する。

別記

第1号様式

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(表)

奈良市文化振興補助金交付審査部会

整理番号 _____

傍 聴 券

奈良市文化振興補助金審査部会会長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。
※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(裏)

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

奈良市文化振興計画推進委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(開催の周知)

第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、文化振興課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員会が指定する期間内に、電話、ファクシミリ又は送付等により、住所、氏名及び電話番号を申し出るものとする。

- 2 委員会は、前項の申出があったときは、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所等を控え、整理するものとする。
- 3 委員会の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人とし、これを超えた場合には、抽選により決定するものとする。
- 4 委員会は、傍聴人を決定したときは、傍聴希望者全員に、速やかに傍聴の可否を連絡するものとする。
- 5 傍聴人は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、住所及び氏名を申し出て、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 6 傍聴人は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 7 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

(入場の禁止)

第5条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 傍聴席において発言しないこと。
- (3) 議事に対する批評又は可否を表明しないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。会長が選出されるまでは、「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(傍聴人への資料配布等)

第9条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。会長が選出されるまでは、「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(会議録の作成)

第10条 委員会の会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、要点筆記方式で作成するものとする。

2 会議録は、会長及び会長の指名する委員1人の署名、押印により確定する。

3 会議を公開した場合には、会議録の確定後に、第1項の会議録を文化振興課及び市役所の行政資料コーナーに備え置くものとする。

4 会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後に、会議の概要を作成し、当該会議の概要を文化振興課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くものとする。

5 第1項の会議録又は前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成25年6月6日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（表）

奈良市文化振興計画推進委員会

整理番号 _____

傍 聴 券

奈良市文化振興計画推進委員会会長

（会長が選出されるまでは「奈良市長」）

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。
※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

（裏）

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。